

官報

号外 昭和二十三年六月十一日

○第二回衆議院會議録第六十号

昭和二十三年六月十日(木曜日)

午後四時四十六分開議

議事日程 第五十六号

昭和二十三年六月十日(木曜日)

午後一時開議

一 國務大臣の演説に対する質疑

(前会の続)

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

米價改訂に関する決議案(山崎猛君外十七名提出)

(委員会審査省略要求事件)

○笹口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、山崎猛君外十七名提出、米價改訂に関する決議案は、委員会の審査を省略してこの際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕(呼ぶ音あり)

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認められます。よつて日程は追加せられました。

官報号外 昭和二十三年六月十一日

衆議院會議録第六十号 米價改訂に関する決議案

米價改訂に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を求めます。井上良次君。

米價改訂に関する決議案

政府は物價改訂に伴い米價の改訂を左の線にそつて改訂すべきである。

一、米價を他物價と均衡させるに足るよう改訂すること

二、右によつて生じた差額金は供出數量を月割に按分し、改訂の月より米穀年度末までの分を農民に還元支拂うこと

右決議する。

〔井上良次君發壇〕

○井上良次君 私ほただいまより、各派を代表いたしましたして、各派共同提案にかかります米價改訂に関する決議案の趣旨弁明を行います。

決議案の内容を予朗読いたします。

米價改訂に関する決議案

政府は物價改訂に伴い米價の改訂を左の線にそつて改訂すべきである。

一、米價を他物價と均衡させるに足るよう改訂すること

二、右によつて生じた差額金は供出數量を月割に按分し、改訂の月より米穀年度末までの分を農民に還元支拂うこと

右決議する。

〔拍手〕

以上が本決議案の内容でございます。以下、これに関する趣旨弁明をいたさんとするものであります。

政府は、二十三年度予算の編成にあたり、運賃三倍半、通信料金四倍、賃金ベース三千七百円を前提とし、安定帶物費を昭和五年ないし九年の百十倍、補給金五百十五億、消費品の値上りを現行の七割増とする等の案をもつて臨みつつあることは、御承知の通りでございます。ひとり米價につきましては、例外的措置を講ずる旨を聞いていますのであります。はたしてこれが事実であるといはしますならば、はなはだしく不公平の処置であるのみならず、わが國農民の経済の事情について認識を誤れるもたはなはだしいと言わねばなりません。(拍手)かねてより衆議院農林委員会は、米價問題の重要

性に鑑みまして、しばし政府または民間諸団体の意見を徴し、適切妥當なる対策の立案を協議し、その帰趨については深甚なる注意を拂い、さきには特に米價調整小委員会を設置して、米價査定基準についてはさらに検討するとともに、さしあたつて差益金の処分をいかにするかの問題に關して、結論に到達するように努力し來つたのであります。しかるに、いろいろ二十三年度予算案の上程を見るに至りましたので、衆議院は國民を代表し、農林委員会の見解を織りこみまして、ここに各派協同提案による本決議案を上程し、院議をもつて速やかに政府の善処方を要望することにした次第であります。

論者によりますならば、二十二年産米はすでに供出を終つていたのであるから、二十三年産米について價格改訂を行へばよいではないかと稱し、また米價改訂に伴う差益金を農家に還元するとせば、他の物資についても同様の措置を講ずる必要があるではないかといふのであります。かような意見は、今日の農村の現状からとると足らざるゆゑんについて、いささか弁駁を加えておかなければなりません。元來農業なるものは、生産の過程がはなはだ長期にわたる結果、農民は、わずかに年一度の産米の收入によつて翌年度の生活を支えらると同時に、再生産の準備を行わなければならぬの

であります。しかるに、御承知のごとく政府は、二十二年以降パリティ方式なる画一的な机上計算方法によつて、米價を決定し來つたのであります。その結果は、米價が他の商品に比較して、かなり低價格に固定されているのであります。しかも、この計算の基礎になりました生活用品並びに當農資材は、數量において、時期において、配給はきわめて不完全でありますので、物價のともどもない上昇に伴ひまして、生産條件及び生活條件は逐次悪化に向つていのであります。さらに食糧管理法によりまして、主要食糧品はすべて供出の対象となり、農民はその汗と脂の結晶を、欲するときに、欲する量と賣るといふわけにはまいらず、法の命ずるところに従つて、ときには一粒の米すら残すことなく供出しなければならぬ事態になつていのであります。(拍手)かてて加えて二十二年産米の重課される点において、耕作農民の経済的基礎を根底よりゆすぶつていのであります。しかも、悪性インフレーションの止まるどころを知らざる高進と、各地にこもる頻発いたしますところの災害とによりまして、農家経済はまさしく窮迫のどん底に追詰められていのであります。特に單作地帯、寒冷地帯の農民は、これがために

（拍手）
農民は、戦時中あるいはまた終戦以後、食糧生産に異常な犠牲を拂われ、さきに本年三月、三千五十五万石の供米を完遂し、もつて食糧危機の緩和に貢献したことに對しましては、國民ひとしく感激感謝いたしておる次第でもあります。（拍手）今また目前に粟の供出を控え、また米麦、芋類については一割増産計画を策定され、農民に一段の努力を要請されておられますとき、農民の勢に報い、その志氣を鼓舞する方途は、一に本決議案の趣旨を実現し得るか否かといふことにかかつてゐるのであります。（拍手）ゆえに政府は、一般物價並びに資金の改訂に伴ひまして、二十二年度米價をも比例的に引上げますると同時に、これによつて生じます差益金は、改訂当時より二十二米穀年度未までの分を農民に還元するの措置を速やかに講ずるよう要請するものであります。

次に、米糧及び農産物價の問題であります。米糧は物價統制令の條項に基き、物價廳長官並びに農林大臣の共管とせられ、政府側の一方的見解によつて決定され、生産農民及び消費國民の意見を、正式に聴取して決定されては、ないものであります。そこで、米麦等のごとく、國民生活に緊要不可欠にして、しかも集荷配給等につきま

て、事実上國の独占に属する重要農産物價の價格につきましては、國民全般が納得し得る機構、換言いたしますれば、國民代表機關たる國會においてこれを決定することが当然であると考へるのであります。財政法第三條の改正、または國民代表をも構成員とする農産價格審議会の設置を、この機会に提唱しておく次第であります。

以上、大要を説明いたしました。さしほいでに御賛成あらんことを切望いたしまして、私の趣旨弁明を終ります。（拍手）
○議長（松岡駒吉君） 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。
○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

○議長（松岡駒吉君） 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。
○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

ります。ただ、その具体的方法については目下種々考究中でありますから、速からず御審議を願う手はずとなると存じます。（拍手）

不当財産取引に関する法務総裁の言明に対する緊急質問（鍛冶良作君提出）
○鍛冶良作君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、鍛冶良作君提出、不当財産取引に関する法務総裁の言明に対する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長（松岡駒吉君） 笹口君の動議に御異議ありませんか。
○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

不当財産取引に関する法務総裁の言明に対する緊急質問を許可いたしました。鍛冶良作君。
○鍛冶良作君 私は、昨六月九日の日本タイムスに鈴木法務総裁が言明せられたことについて、はたしてかかる言明はいかなる根拠をもつてなされたものなるかを明確にしていただくべく質問をいたすものであります。

（拍手）
原文はここにありますが、訳文をまず読み上げます。法務總裁鈴木義男氏は、昨日——昨日とは六月八日で

新開記者会談において、檢察官が西尾氏に對し法的措置を講ずるとは信じないと声明した。しかし鈴木氏は、檢察官が本件を調査中であることと附言した。鈴木氏は、本職金は純粹な私的取引であつて、明らかに社會黨に關係のないものであると指摘した。かくて西尾氏が政令違反の罪に問われることはないだろうと言つた。かような原文であります。

この言明によりまして明らかにになりましたことは、第一は、目下衆議院不當財産取引調査特別委員会において問題となつておられます、いわゆる西尾氏の献金問題について、檢察官が目下調査中であるということが明らかにになりました。第二は、これは問題になりぬものだと信ずるといふ声明があつたのであります。第三は、本職金は社會黨に關係のない、西尾氏の純粹なる私的取引であつて、西尾氏に政令違反の罪がないと言明せられた。この三つの事実が明らかになつておるのであります。

ここに於いて、私がまず法務總裁に聴かんとするところは、かかる断定、かくのごとき事実を、何によつてなされたのであるか、その根拠を明確に示してもらいたい。これが第一点であります。

第三は、委員会並びに檢察官に對して審議中の今日、法務總裁としていかなる目的をもつてかくのごとき言明をせられたか、その意圖を伺いたい。（拍手）さらに、法務總裁としてかような言明をすれば、いかなる影響があるものと考へておられるか、この点を明確にいたしてもらいたいのであります。（拍手）

まず、本件の事實について私に明確になつておる点を述べますと、西尾氏に献金したと言はれるすべての人、まず竹中藤右衛門、竹中工務店の現社長、清水組の社長並びに飯田清太及び藤田榮治等の言葉には、いずれも三大政黨——自由黨、民主黨、社會黨、この三つの政黨の健全なる發達を希つて寄附したものであると、口をそろえて言つておるのであります。しかるに、西尾氏のみが一人、社會黨書記長たる西尾個人として受取つたと言つておるのであります。（拍手）

まずわれわれは、一休書記長たる個人なるものが存在するかどうかという点であります。（拍手）社會黨の党則を見ますと、書記長は中央執行委員長を補佐し、黨務を掌るとあります。書記長たるものは、黨務一切を掌るものであります。この黨務一切を掌る人が受け持つて、しかも黨に關係のない個人であるとは、われわれの常識では絶対に

第二点は、政令第三百二十八号の届出義務違反は間違いないと私は確信する。（拍手）しかるに、これが違反にあ

らんと断定せられたる、その法的基礎を伺いたしたのであります。（拍手）

第三は、委員会並びに檢察官に對して審議中の今日、法務總裁としていかなる目的をもつてかくのごとき言明をせられたか、その意圖を伺いたい。（拍手）さらに、法務總裁としてかような言明をすれば、いかなる影響があるものと考へておられるか、この点を明確にいたしてもらいたいのであります。（拍手）

まず、本件の事實について私に明確になつておる点を述べますと、西尾氏に献金したと言はれるすべての人、まず竹中藤右衛門、竹中工務店の現社長、清水組の社長並びに飯田清太及び藤田榮治等の言葉には、いずれも三大政黨——自由黨、民主黨、社會黨、この三つの政黨の健全なる發達を希つて寄附したものであると、口をそろえて言つておるのであります。しかるに、西尾氏のみが一人、社會黨書記長たる西尾個人として受取つたと言つておるのであります。（拍手）

まずわれわれは、一休書記長たる個人なるものが存在するかどうかという点であります。（拍手）社會黨の党則を見ますと、書記長は中央執行委員長を補佐し、黨務を掌るとあります。書記長たるものは、黨務一切を掌るものであります。この黨務一切を掌る人が受け持つて、しかも黨に關係のない個人であるとは、われわれの常識では絶対に

判断できません。(拍手)もしも、かくのごときことを認めるというに至りましては、はなはだもつて重大なる結果が生ずると考えます。これは近ごろよく問題になります現内閣の各閣僚は、関係する個人という言葉を使われますが、これと一連の連絡のあるものとして、われわれは絶対に許されぬものと考へる。(拍手)もしもまたこれを許すということになれば、各官吏が、たとえ法律総裁が、職務に關して物をもらつたとすれば、これは法律総裁たる個人がもらつたのだと言つて通るでありましょうか。これが通るといふことになれば、一切の横職犯罪は成立しません。絶対に許されぬ。なおこまかい問題になりますと、もしも個人がもらつておるとすれば、税法の対象になるべきものである。西尾氏は税金を納めておられますか。これらの点を明瞭に考へていただきたいと思つたのである。

なお、西尾氏自身の証言からこれを引用いたしても、まず飯田清太氏からどう聴いたかという言葉に對して、西尾氏は、社会党のあなたに渡したいと言つたと述べておられます。なお、大林組の妹尾氏からの言葉を見ますと、業者の間で金を集めて献金したという話であつたとおつておる。私は、献金という言葉は、個人たる西尾氏に通用するものでないと思ふ。次いで……

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。

○鍛冶屋作君(續) われわれは、法相の言明に對してこの事実を述べるのである。(拍手)

さらに西尾氏は、藤田組からも社会党の方へという話があつたと言つておる。社会党の方へも話があつたと言つておる。党と言つておる。そうして、業者の金を集めて各党にわけやするつもりであつた、そういうふうに私は了解しておるのであります。と述べておるのであります。これらの事実からいへば、西尾氏が、この言葉があるにもかかわらず、個人ということは一休どこから出るのではありませんか。

〔発言する者多し、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 範圍を逸脱しないように注意します。

○鍛冶屋作君(續) 以上の諸点から考へまして、西尾氏はその言において、明らかに党の献金であることを認識してとつておることは明瞭であります。

(拍手)しかるに、結論においてだけ書記長たる個人だと言つておるのであります。昔から、頭隠してしり隠さずということがあるが、これは、しりを隠して頭を隠さざるものである。(拍手)西尾氏の証言は、この点から考へて、まつたくこの証言でありまして、はたして法相は、この事実をいかに論駁せんとするか。

〔発言する者多し、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 注意します。委員会において決定せざることを——の証言と言われたことは、取消しを命じます。

〔発言する者多し、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。——静粛に願います。——鍛冶君に取消しを命じました。鍛冶君、——の証言というところの取消しを命じます。

○鍛冶屋作君(續) それでは——といふことを取消ししまして、私はこれらの諸点から、法相のかくのごとき言明は根拠なしと心得る、かように改めます。

次に私は、政令第三百二十八号に違反でないと言われた点を明瞭に承りたいのであります。政令第三百二十八号の一部を讀み上げますが、「國會議員たる構成員を有する政党の幹事長その他これに準ずる主幹者は、昭和二十二年中における当該政党に對する有力な財政的援助者——中略——の住所及び氏名並びにその援助の金額を、昭和二十三年一月十五日までに、当該政党の主たる事務所の所在地の都道府縣知事に届け出なければならぬ。」「前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、これを十年以下の懲役又は禁錮に処する。但し、情狀により七万五千円以下の罰金に処することが

できぬ」とあるものであります。しかし、この点に關しては、社会党から届出はありません。この事實は明瞭であります。また、西尾氏自身も届け出ておらぬと言つておられます。しかるに、これをしも違反にあらずと法相が言明せられたのは、何を根拠にして言われたのであるか、この点を承りたいのであります。(拍手)もしもまた、宛に寄附せられたるものを、強いて書記長たる個人であるとして、個人の随意にこれを使うといふならば、あるいは横領罪を成立せざるやとの疑いも生ずるのであります。(拍手)この点に關して、法相はいかに考へられるか。

その次は、本問題はすでに世間の大問題となりまして、各新聞は、明日決選投票で定まるかもしれぬとまで言つておるのであります。この最中に、法律総裁たる者がかような言明をせられたとは、一体いかなる目的をもつてせられたのであるか、その意圖を承りたいのであります。(拍手)一体法律総裁は、委員並びに檢察官に教えられるつもりであるか。もしも教えられるとするならば、これらの者に対して予断を抱かしめるものとして、法律総裁として許すべからざるものであると考へる。(拍手)なお、この言葉の影響をいかに考へておられるか。檢察官の審議中であるということ、法律総裁は檢察の最高長官であるということ、この人がこの審議中にかような言をすれば、閣下の行動に影響なしと考へられるであらうでしょうか。(拍手)なお、さらに國民は、法律総裁がかくのごとき命じておるのではなからうかという疑念をもたざるを得ぬと思ふが、法相は何と考へられるか。もし、かくのごとき疑念を生せしめたとするならば、法律総裁としての責任まことに重大であると考へるが、この点に對して明瞭なる御答弁が願ひたい。

なお、はなはだお氣の毒なことではあるが、法律総裁は、例の平野問題以來、いろ／＼と世上に問題を投げまわして、ファツシヨ的傾向があるといわれておるのであります。この際さらにかくのごとき問題を起されるということは、天下に對してまことに遺憾千萬である。十分責任をもつて、明快にこの点を天下に明らかにせられんことを要求して、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣鈴木義男君登壇〕

〔発言する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。

○國務大臣(鈴木義男君) 新聞記事が誤解をひき起しましたことにつきまして、深く遺憾とするところであります。一昨日の朝、一人の新聞記者が私のところにおいでになりまして、いろいろなお話をしましたときに、西尾問題についての感想を求められたのであります。もちろん、これはただいま特別調査委員会において調べておること

でありますし、また検査当局においても調べておることであるから、私は決定的なことを申す何らの権利をもつておらないのであります。但し、新聞記事並びに友人たる西尾君から聴いておる限りにおいては、相手方がどういふ意圖で贈つたにしても、西尾氏が受取る気持は個人として受取つたものである、こういうふうな考えられるというのを申し上げまして、その政令違反になるか否かという問題は、ひとえに、これが個人としての贈與であるか、あるいは党に対する献金であるかということであられるのであつて、西尾君の言葉を自分は信ずるがゆゑに、それは個人的な献金だと考へるといふことを申し上げたのであります。しかしながら、目下調査中であるといふことを申し上げておるくらいでありますから、決して決定的なことを申したのではないのであります。私は、いやしくも法務総裁といたしましては、この問題に対しては全然白紙であることをここに公に宣言いたす次第であります。

〔鍛冶良作君登壇〕
○鍛冶良作君 私は、ただいま法務総裁の答弁を承りまして、まことに嘔然たらざるを得ません。私の間わんとするところは、事実並びにあなたの意圖及びその責任を聴いておるのである。単にあなたが、さういふことを一個人から聴いたことをもつて新聞に発表さ

れたというならば、その責任、その影響のいかにならぬかを知つておられるはずである。私は議長に注意せられたものが、事実をあげて、かく／＼かく／＼のものがあるが、これでもあなたは個人たる西尾氏が受けたと言われましかつておることを聴いておる。その点について、まず答弁を承りたい。

〔発言する者多し〕
○議長(松岡駒吉君) 静粛に。
○鍛冶良作君(続) いやしくも法務総裁たるものが、現に自分の部下である検査当局の調べ中においてかくのごとき言をなして、遺憾であるといふだけで、それで責任が終れりと思ふことは、絶対に間違ひであると思ふ。この点に對して明確に答えてもらいたい。

從つてまた、新聞記者が訪ねてまいりまして、友人として感想を求められた場合に、その感想を述べたことが、一私が部下に対する影響を與へる意圖をもつてなしたというように解釈されることは、まことに迷惑に存することでありませぬ。以上をもつてお答えいたしておきます。

〔鍛冶良作君登壇〕
○鍛冶良作君 ただいまの法務総裁の答弁は、よくわかりませんでした。遺憾であると言われる点だけはわかりました。私の言ひことは、法務総裁としてかくのごとき言をなして、ただこゝに遺憾であるといふだけではいかぬといふのである。あなたは、これに對していかなる責任を感じておられるか、國民に對して何と申訴せられるか、この点を明瞭にしておらうといふのであります。多くは言ひませぬ。この二点をお答え願ひます。

〔異議なし〕「異議あり」と呼ぶ者あり
○議長(松岡駒吉君) 動議に異議ありといふことではありません。成規により異議を申し出ておられます。これより記名投票を行います。賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。――閉鎖してください。

〔何の採決だ〕と呼び、その他発言する者多し
○議長(松岡駒吉君) 議場が喧騒を極めるために徹底を欠いておる様子がありませんから、事情を説明します。笹口昇君の動議に對して、これに異議ありといふことが明瞭になりましたので、これより記名投票を行うのであります。もう一度申します。これより記名投票を行います。賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。氏名点呼を命じます。

○議長(松岡駒吉君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れはありません。――投票をしない方は棄権とみなします。投票箱閉鎖。開閉。開鎖。〔投票に異議あり〕と呼び、その他発言する者多し
○議長(松岡駒吉君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔参事氏名を点呼〕
投票総数 百十六
可とする者(白票) 二
否とする者(青票) 百十四
〔拍手〕
○議長(松岡駒吉君) ただいま報告いたしました通り……
〔発言する者多し、議場騒然、聴取不能〕
○議長(松岡駒吉君) よつて動議は否決されました。

- 〔参照〕
笹口昇君提出の動議を可とする議員の氏名
中野 寅吉君 本田 英作君
青木 孝義君 淺利 三朗君
有田 二郎君 井上 知治君
石田 博英君 石原 圓吉君
泉山 三六君 磯崎 貞序君
稻田 直道君 今村 忠助君
岩本 信行君 植原 隆二郎君
江崎 眞澄君 小川原 政信君
小澤 佐重喜君 小野 瀨忠兵衛君
尾崎 末吉君 生越 三郎君

大内 一郎君	大澤嘉平治君	松崎 朝治君	水田三喜男君
大野 伴陸君	岡井藤志郎君	水谷 昇君	森 幸太郎君
岡村利右衛門君	奥村 竹三君	森 直次君	八木 一郎君
加藤隆太郎君	鍛冶 良作君	山口喜久一郎君	山口六郎次君
神田 博君	木村 公平君	山口 猛君	山名 義芳君
菊池 義郎君	倉石 忠雄君	若松 虎雄君	渡邊 良夫君
栗山長次郎君	小平 久雄君	亘 四郎君	赤松 明勳君
近藤 鶴代君	佐々木秀世君	大石ヨシエ君	大原 博夫君
佐々木盛雄君	佐頼 昌三君	大神 善吉君	叶 凸君
坂田 道大君	坂本 實君	佐竹 晴記君	田中 健吉君
豊原重郎君	濹谷雄太郎君	高瀬 博君	成重 光眞君
島村 一郎君	庄 忠人君	平工 喜市君	本藤 恒松君
庄司 一郎君	周東 英雄君	松本 眞一君	加藤吉太夫君
鈴木里一郎君	鈴木 仙八君	高倉 定助君	木村 榮君
鈴木 明良君	関内 正一君	林 百郎君	岡部 得三君
千賀 康治君	田中 角榮君		
田村 虎一君	高田 弥市君		
高橋 英吉君	竹尾 成君		
辻 寛一君	綱島 正興君		
圓谷 光衛君	富田 照君		
苦米地英俊君	中嶋 勝一君		
中島 守利君	中山 マサ君		
中村 嘉壽君	仲内 實治君		
丹尾 達生君	夏堀源三郎君		
西村 久之君	野原 正勝君		
林 讓治君	原田 憲君		
平井 義一君	平澤 長吉君		
廣川 弘禪君	深津玉一郎君		
淵上厚太郎君	降旗 徳弥君		
具島 二郎君	本多 市郎君		
本間 俊一君	前田 郁君		
益谷 秀次君	増田甲子七君		
松井 豊吉君	松浦 東介君		

○議長(松岡駒吉君) 佐々木秀世君より。

〔発言する者多く、議場騒然、聴取不能〕

○議長(松岡駒吉君) しばらく休憩いたします。

午後五時四十七分休憩

午後六時四十一分開議

○議長(松岡駒吉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

明十一日は定刻より本会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十二分散会

出席國務大臣
内閣総理大臣 芦田 均君
兼外務大臣

大蔵大臣 北村徳太郎君
國務大臣 鈴木 義男君
農林大臣 永江 一夫君
國務大臣 栗栖 勉夫君
國務大臣 若米地義三君
國務大臣 一松 定吉君
出席政府委員
内閣官房次長 有田 喜一君
法制長官 佐藤 達夫君

〔朗読を省略した報告〕

一、昨九日常任委員会において、次の通り理事を補充選任した。

理事 押川 定秋君(理事鈴木彌五郎君三月三十一日委員辭任につきその補充)

理事 小坂善太郎君(理事小島徹三君昨九日理事辭任につきその補充)

一、昨九日常任委員会において、次の通り理事を追加選任した。

理事 大原 博夫君
電氣委員 吉田 安君
通信委員 長谷川俊一君
農林委員 飯村 泉君
農林委員 田中織之進君
農林委員 後藤 悦治君
農林委員 久保 猛夫君

一、昨九日議長において、次の通り常任委員の補充を指名した。

電氣委員 飯村 泉君
通信委員 園田 直君
農林委員 押川 定秋君
農林委員 稻村 順三君
農林委員 午野 政男君
農林委員 吉田 安君

一、昨九日議長において、次の通り特別委員の補充を指名した。

水害地対策特別委員 金子益太郎君

一、昨九日予算委員長から提出した左の公聴会開会承認要求書に対し、議長は同日これを承認した。

公聴会開会承認要求書
昭和三十二年年度一般会計予算
昭和三十二年度特別会計予算
一、意見を聞くこととする問題
昭和三十二年度総予算について
右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十七條により承認を求めらる。

昭和三十二年六月九日
予算委員長 鈴木茂三郎
衆議院議長松岡駒吉殿

一、昨九日予算委員長から左の公聴会開会報告書を提出した。

公聴会開会報告書
昭和三十二年年度一般会計予算
昭和三十二年度特別会計予算
一、意見を聞く問題

昭和三十二年度総予算について
一、公聴会の日時
昭和三十二年六月十八日及び十九日 午前十時
右によつて公聴会を開くに決したから衆議院規則第七十九條により報告する。

昭和三十二年六月九日
予算委員長 鈴木茂三郎
衆議院議長松岡駒吉殿

一、昨九日内閣から提出した議案は次の通りである。

未復員者給與法の一部を改正する法律案
昭和三十二年六月九日提出(第九八号)

一、昨九日予算委員会に付託された議案は次の通りである。

民生委員法案(内閣提出)(第一〇〇号)
厚生委員会 付託
未復員者給與法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第九八号)
昭和三十二年六月九日提出(第九九号)
以上二件

財政及び金融委員会 付託
一、昨九日衆議院に送付した本院提出案は次の通りである。

農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府縣農業会又は全國農業会から財産の移

轉受ける場合における課税の特例
に関する法律案

一、昨九日参議院に送付した内閣提出
案は次の通りである。

会社の配当する利益又は利息の支拂
に関する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律
案

内閣総理大臣等の俸給等に関する法
律案

一、昨九日議員から提出した質問主意
書は次の通りである。

農業従業員の退職金、諸手当、
賃銀に関する再質問主意書（山口
武秀）

【第五十号参照】

民事訴訟法の一部を改正する法律
案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨

本案は日本國憲法の施行に伴う
民事訴訟法の應急的措置に関する
法律（以下應急措置法と略称す
る。）が本年七月十五日を以てそ
の効力を失うので、現行民事訴訟
法に必要な改正を加えようとする
ものである。

ただ最高裁判所の民事訴訟規則
制定権と民事訴訟法との調整を図
る等根本的検討を要するものにつ
いては、まだこれを立法化する域
に達しないので、このような根本
的改正にはふれないで、専ら應急

措置法の失効に伴う必要且つ最少
限度の改正を行うことを主眼と
し、併せて新しい裁判機構の下に
おける民事訴訟制度の運営上適當
と考えられる一、二の新しい制度
を取り入れていく。

改正の要点は次の通りである。

第一に、民事訴訟の性格に鑑
み、裁判所の職権による証拠調を
廃止するとともに、新たに証人、
鑑定人に対する当事者の訊問権を
適當に拡張するところのいわゆる
「クロス、エキザミネーション」の
制度を採用している。又裁判官の
更迭があつた場合及び証拠保全手
続において証人等を訊問した場合
について直接審理の建前に副う規
定が設けられている。

第二に、判決が明かに法令に違
背したことを発見したときは、裁
判所は一定期間内に自らこれを交
更することができることとしてい
る。

第三に、訴訟手続迅速化の方途
として、正当な理由がなく出頭し
ない証人等に対する制裁を強化
し、簡易裁判所の訴訟手続におい
て、場合によつては、調書記載事項
の省略ができる等の規定を設け、
殊に控訴審において控訴を棄却す
る場合に控訴人が訴訟の完結を遅
延させる目的だけで控訴したもの
と認められるときには、裁判所は

控訴人に対し、控訴状貼用印紙金
額の十倍以下の金銭納付を命ずる
ことができるものとしていく。

第四に、最高裁判所がいわゆる
違憲審査の最終裁判所となつた建
前から、憲法違反が争われる場合
には簡易裁判所事件につき高等裁
判所が上告審として裁判をした場
合であつても、また不服申立の方
法のない決定、命令に対しても常
にこの点について最高裁判所の判
断を受けることになつたこと等が
挙げられる。

二、議案の特色

本案においては従前よりも証拠
調について当事者の権利と責任と
を拡張し、直接審理主義の建前を
推し進めている。証拠調における
職権主義の廃止は、私権関係につ
いて和解、認諾等の当事者主義を
認めながら、更に進んで裁判所が
職権で証拠調をするのは、ある種
の誤解を生ぜしめるような結果を
招き易いという理由によるもので
ある。

当事者訊問権の拡張によつて訴
訟手続を延引せしめるのではない
かという点も考慮せられたが、裁
判所の訴訟指揮の制度は依然存続
するから、その懸念はないであら
うとの見透しである。

次に、従前よりも訴訟手続遅延
を防ぎその迅速化を図る建前が破

化されている。就中上訴権の濫用
防止規定の強化はその主要なもの
であるが、これは眞に自己の権利
を伸張する意図に出た控訴に対し
ては適用がないものであり、個人
の權益の伸張を損う虞はない。

三、議案の可決理由

現行法の改正が根本的改正に至
らなかつたことは、最高裁判所の
規則制定権の問題について議論の
ある今日やむをえないところであ
る。本案は應急措置法の失効に伴
い改廃すべき諸点を含み、更に新
制度の採用についても、殊に当事者
主義及び直接審理主義の強化、訴
訟手続の迅速化及び上訴権の濫用
防止等に関する規定とがその均衡
を保ち相互に特色を生かしている
から、適切な運営と相まつて、当事
者の権利に対する保護、訴訟進行
の円滑とを期待することができる
ものと認められる。これが本案を
可決すべきものと議決した理由で
ある。

右報告する。
昭和二十三年五月二十一日
司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長松岡詢吉殿

行政代執行法の施行に伴う関係法

律の整理に関する法律案内閣提
出)に関する報告書

一、本案の要旨

本案は、さきに成立した行政代執
行法によつて行政執行法が廃止さ
れた結果、従来の法律中行政執行
法の條文を引用していた規定を整
理せんとするものである。その内
容は大別して二通りある。

その一つは、森林法の如く、費
用の徴収に関する準用條文の整理
である。これは、行政代執行法にも
旧行政執行法と同様の規定がある
ので、行政執行法第六條とあるの
を、これに相當する行政代執行法
第六條と改めたのである。

その二は、都市計画法の如く、地
方公共団体又はその長にも代執行
等の権限を認めるため、特に行政
執行法を準用していたものの整理
である。行政代執行法では、行政
官廳のみならず、廣く地方公共團
体及びその長も代執行ができるこ
ととしたので、これらの他の法律
で、特に準用規定を設ける必要が
なくなつたので、これを削除せん
とするものである。

二、議案の可決理由

本案は、新法律が制定せられた
場合の後始末として関係法律の用
語を整理するにすぎないもので、
その内容は、行政執行法第何條と
あるところを行政代執行法第何條

とその用語を替え、又はその行政執行法を準用している條文を削除せんとするにすぎない。よつて本委員会は原案を可と認め、これを可決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年五月二十一日

司法委員長 井伊 誠一

衆議院議長松岡駒吉殿

日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨

本案は、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令で立法事項を規定するものは、すでに殆ど法律に改められたのであるが、なお法律第一條の四に列記するものは、命令のままの形で今日まで法律とみなされてきた。而してこれらの命令については、今年五月二日まで改廢の措置を執るべきものとされていたのであるが、諸般の手續上の關係もあつて、同日までにその措置をとることのできなかつたものが若干生じた。よつて同法の五月二日とあるところを七月十五日と改めるとともに、七月十五日までに法律化の手續が完成しなかつたものは、爾後その効力を失う旨を定めんとするものである。

二、議案の可決理由

本案は、法律とみなされている命令が、五月二日にその効力を失うので、これを七月十五日までに延長せんとするにすぎないものである。よつて本委員会はこれを可と認め、政府原案通りこれを可決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年五月二十一日

司法委員長 井伊 誠一

衆議院議長松岡駒吉殿

〔第五十一号参照〕

昭和二十三年度一般會計暫定予算補正(第三号)に関する報告書

一、この予算の内容

この予算は昭和二十三年度本予算の編成遅延に伴い、さきに成立した四月分、五月分暫定予算に続く、六月分の暫定予算である。したがつて、その總額、内容とも殆ど変りはない。經費の算定の基礎は現行の物價、給與水準によつており、歳入面においては租税その他の収入は現行制度による年間見積額の月割で計上してある。

歳入歳出は、各、

二百五十八億八千四百余万円であり、これをすでに成立した四月分五月分の暫定予算に加えると、本年度一般會計暫定予算は、歳入歳出とも、

七百五十六億五千九百余万円である。

歳出の内主なものをあげると、終戦処理費 六十億円

價格調整費 二十五億円

地方分與稅分與金 三十四億円

復興金融公庫政府出資金 四十億円

國債費 十七億二千九百九十九万円

内、いわゆる軍事公債利拂費 四億七千六百九十九万円

等である。

歳入のうち主なものは

租稅收入 百七十二億四千九百九十九万円

内、所得稅收入 百二十一億八千九百九十九万円

專賣益金 五十八億三千三百九十九万円

病院その他官業及び官有財産收入 四億三千九百九十九万円

價格差益納付金 五億五千八百九十九万円

前年度剩餘金受入 三億八千九百九十九万円

等であり、この内前年度剩餘金受入は、財政法第六條の規定により昭和二十一年度決算上の剩餘金を國債償還財源に充当するため計上されたものである。

また予算実施上の必要から大藏省証券發行限度を二百五十億圓に擴張した。

二、議決の理由

本予算の提出が遅延しているのは遺憾であるが、この暫定予算そのものについては異論がなくこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年五月二十七日

予算委員長理事 川島 金次

衆議院議長松岡駒吉殿

昭和二十三年度特別會計暫定予算補正(特第二号)に関する報告書

一、この予算の内容

この予算は二十五の特別會計に關する六月分の暫定予算である。各特別會計の歳入歳出を通計すると

歳入 五百七十六億二千三百九十九万円

歳出 五百六十六億六千二百九十九万円

であり、これをすでに成立した四月分、五月分暫定予算に加えると、本年度特別會計暫定予算の總額は

歳入 千七百十七億八千九百九十九万円

歳出 千六百九十二億八千九百九十九万円

となる。

この補正予算の内主な特別會計は國有鐵道事業特別會計

歳入 三十九億九千八百九十九万円

歳出 七十億五千二百九十九万円

通信事業特別會計

歳入 二十一億六千九百九十九万円

歳出 三十二億五千九百九十九万円

食糧管理特別會計

歳入歳出とも 九十四億三千九百九十九万円

等であり、公債又は借入金を財源としてゐるのは

開拓者資金融通特別會計 六千八百九十九万円

鐵道 十二億三千四百九十九万円

通信 六億二千九百九十九万円

である。又この内九億五千万円までは、日本銀行引受、日本銀行借入によることにしてゐる。

また一時借入金最高限度を諸特別會計の分を合計すると

三百三十一億二千九百九十九万円にまで引き上げた。

二、議決の理由

これは暫定予算であり、この予算そのものについては異論がなく、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年五月二十七日

予算委員長理事 川島 金次

衆議院議長松岡駒吉殿

行政官廳法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

行政官廳法、經濟安定本部令、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律及び建設院設置法は、さきにも、その施行期間を五月三十一日まで延長したものであるが、これに代るべき國家行政組織法の制定施行されるまでの間、これらの法令の規定の効力を存続せしめる必要上、更に、六月三十日まで延長せんとするものである。

二、議案の可決理由

國家行政組織法案の審議並びにこれに伴う各省設置に関する法律案等の提案並びにその審議は、なお相当の日子を要するため、これらの制定、施行に至るまで前記現行法令の規定の効力を存続せしめる必要を認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年五月二十七日

決算委員長 松原 一彦

衆議院議長松岡駒吉殿

ソ連領からの復員促進に関する請願

(第一九一号)に関する報告書

在外同胞引揚促進の請願外三十六件

(第四五六号)に関する報告書

大相撲本場所に際し國技館借用に関する請願(第二一〇号)に関する報告書

書

在外同胞引揚促進の請願(第六六四号)に関する報告書

(以上本号に掲載すべきところ、都合により最終号の附録に掲載)

定價 一部二円二十銭

発行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷局
電話九段五三一〇〇
振替東京一九〇〇〇〇
圖書課